

## 災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、「千葉市地域防災計画」に基づき、千葉市内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合または発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における、乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）に協力を求めるに当たって、その内容、費用負担、その他基本的な事項を定めることにより、迅速な応急対応を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物、橋りょう、道路等公共土木施設等建築物、その他工作物をいう。
- (2) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した等建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

### （業務の内容）

第3条 乙が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- (2) 応急復旧活動に支障となる建築物等の解体に関する業務
- (3) 被災者の救出等を目的とした建築物等の解体に関する業務
- (4) 災害廃棄物の撤去に関する業務
- (5) 前各号に伴う必要な業務

### （業務の体制）

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施するため、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、この協定による業務を実施する意思のあるものを選定し、協力体制を整備するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により選定した構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

- 3 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅滞なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。
- 4 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

#### (業務要請手続)

第5条 甲は、乙に対し業務を要請するときには、文書により要請を行うものとする。ただし、状況により文書での要請ができない場合は、電話等により要請し、後日文書を提出する。

#### (契約の締結)

- 第6条 乙は、第3条に規定する業務を行う際には、業務に従事する構成員（以下「業務従事業者」という。）を早急に選定し、甲に文書で報告するものとする。
- 2 前項の業務に係る契約の締結は、甲における業務の関係部署と業務従事業者との間において処理するものとする。

#### (業務の実施)

- 第7条 乙は、第5条の規定に基づき業務要請を受けたときは、直ちに指定場所に業務従事業者を派遣し、甲の職員の指示に基づき、業務を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に基づき、応急対策業務を行うものとする。
- 2 乙は、指定場所に業務従事業者を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を甲に報告するものとする。
  - 3 乙は、撤去した災害廃棄物を、甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の移動場所を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の場所に移動することができるものとする。

#### (業務の報告)

- 第8条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出する。
- 2 前項の場合において、業務従事業者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第9条 業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、第3条第1号に掲げる業務に係る費用は、乙が負担する。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における千葉県積算基準等を準用するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、別途甲と乙又は業務従事業者との間で締結した契約により、千葉県予算会計規則に基づき支払うものとする。

(事故報告)

第10条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第5条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第12条 第5条の規定による業務により第三者に被害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(補償)

第13条 第10条の規定により報告がなされた場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも協定改定又は協定を延長しない旨の意思表示がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年12月16日